

香川県条例第14号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する等の条例
 (香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前																																				
(種別及び金額) 第2条 略 別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～395 略</td> </tr> <tr> <td>396 地方卸売市場認定申請手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">10,070円</td> </tr> <tr> <td>397 削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">398～598 略</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略	種別	区分	単位	金額	1～395 略				396 地方卸売市場認定申請手数料		1件	10,070円	397 削除				398～598 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略 別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～395 略</td> </tr> <tr> <td>396及び397 削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">398～598 略</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略	種別	区分	単位	金額	1～395 略				396及び397 削除				398～598 略			
種別	区分	単位	金額																																		
1～395 略																																					
396 地方卸売市場認定申請手数料		1件	10,070円																																		
397 削除																																					
398～598 略																																					
種別	区分	単位	金額																																		
1～395 略																																					
396及び397 削除																																					
398～598 略																																					

第2

改正後	改正前																								
別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～396 略</td> </tr> <tr> <td>397から402まで 削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～396 略				397から402まで 削除				別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～396 略</td> </tr> <tr> <td>397 削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～396 略				397 削除			
種別	区分	単位	金額																						
1～396 略																									
397から402まで 削除																									
種別	区分	単位	金額																						
1～396 略																									
397 削除																									

	<table border="1"> <tr> <td>398 地方卸売市場への転換許可証の再交付手数料</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>399 地方卸売市場開設許可手数料</td> <td>1件</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>400 地方卸売市場開設許可証の再交付手数料</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>401 地方卸売市場における卸売業務の許可手数料</td> <td>1件</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>402 地方卸売市場における卸売業務許可証の再交付手数料</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">403～598 略</td> </tr> </table>	398 地方卸売市場への転換許可証の再交付手数料	1件	700円	399 地方卸売市場開設許可手数料	1件	1万円	400 地方卸売市場開設許可証の再交付手数料	1件	700円	401 地方卸売市場における卸売業務の許可手数料	1件	7,000円	402 地方卸売市場における卸売業務許可証の再交付手数料	1件	700円	403～598 略		
398 地方卸売市場への転換許可証の再交付手数料	1件	700円																	
399 地方卸売市場開設許可手数料	1件	1万円																	
400 地方卸売市場開設許可証の再交付手数料	1件	700円																	
401 地方卸売市場における卸売業務の許可手数料	1件	7,000円																	
402 地方卸売市場における卸売業務許可証の再交付手数料	1件	700円																	
403～598 略																			
備考 略	備考 略																		

(卸売市場法施行条例の廃止)

第2条 卸売市場法施行条例(昭和46年香川県条例第30号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第1条中第1の表の改正部分及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。
(地方卸売市場の認定に関する経過措置)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定する地方卸売市場に係る改正法附則第3条第3項の申請に係る手数料の額は、第1条の規定による改正後の香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部396の項の規定にかかわらず、4,085円とする。
(香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第7条 略	(適用除外) 第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)
1・2 略	1・2 略
	3 卸売市場法施行条例(昭和 第8条第1項及び第3項 第4条

3 ~ 5 略

46年香川県条例第30号)

4 ~ 6 略